

別紙

遠軽町家賃支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する新しい生活様式を踏まえ、遠軽町（以下「町」という。）への若年者の移住及び定住を促進するため、家賃の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 自己の居住のために住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結した町内の住宅（次に掲げる住宅を除く。）をいう。
 - ア 町営住宅、定住促進住宅その他公的賃貸住宅
 - イ 社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
 - ウ 賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅
 - エ その他町長が助成金の目的に合致しないと認める住宅
- (2) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（管理費、共益費、駐車場使用料等の住居以外の費用は除く。）をいう。
- (3) 住居手当 事業主が、助成対象者に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (4) 転入者 次に掲げる者（公務員（常勤の職員をいう。以下同じ）を除く。）をいう。
 - ア 過去1年以上町外に居住していた者が、令和2年4月から令和4年12月末までの間に転入し、引き続き5年以上居住する意思がある者
 - イ 町内に所在する学校を卒業し、引き続き町内に住所を有する者。この場合において、当該学校卒業日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）を転入日とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす転入者とする。

- (1) 交付申請日において、町内の賃貸住宅に入居し現にその住所に居住している者
- (2) 交付申請日の属する年度の4月1日において、満30歳未満の者
- (3) 町内に主たる事業所を置く法人若しくは個人に雇用される者又は町内において事業を営む者（交付申請日から1年以内に事業を開始する者も含む。）
- (4) 同一世帯に公務員を含まない者
- (5) 自ら家賃を月額2万2,000円以上支払っている者
- (6) 他の公的機関から家賃の助成等を受けていない者

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のない者
- (8) 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成21年遠軽町条例第28号）第2条第1号に規定する町税等の滞納がない者
- (9) 転入直前の住所が佐呂間町又は湧別町でない者
(助成金の月額等)

第4条 助成金の月額、家賃から住居手当を除いた額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 助成の対象期間は、転入日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から36ヶ月を限度とする。ただし、日割りで計算する家賃の支払いがあるときの当該月は、助成の対象としないものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入日から90日以内に遠軽町家賃支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住民票謄本
- (3) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 遠軽町家賃支援事業住居手当届出書（様式第3号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

- 2 助成金の交付の決定を受けた者が、前年度に引き続き申請するときは、毎年4月末日までに前項の申請をしなければならない。この場合において、申請の内容に変更がないときは、前項第2号から第4号までの書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、遠軽町家賃支援事業交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遠軽町家賃支援事業変更交付申請書（様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない

- (1) 世帯員に異動があったとき。
- (2) 賃貸借契約を解除又は変更したとき。

(3) 就職又は就業形態に変更があったとき。

(4) その他申請内容に変更があったとき。

(助成金の支払い)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める期間までに遠軽町家賃支援事業助成金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(1) 4月分から9月分までの助成金 10月末日まで

(2) 10月分から翌年3月分までの助成金 4月10日まで

(返還)

第9条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる助成金の額の返還を命じることができる。ただし、事業所の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正な手段により、この告示による助成金の交付を受けた場合 全額

(2) 住民登録日から起算して3年未満に遠軽町から転出した場合 全額

(3) 住民登録日から起算して3年以上5年未満に遠軽町から転出した場合 半額

(4) 第3条各号に規定する要件を満たさなくなった場合 半額

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

年 月 日

遠軽町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

遠軽町家賃支援事業助成金交付申請書

遠軽町家賃支援事業助成金の交付を受けたいので、遠軽町家賃支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、助成対象の要件の該当性を審査するため、私及び私と世帯を同じくする者について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を関係機関に求めることについて承諾します。

記

- 1 交付申請額 月額 円
- 2 賃貸住宅の契約内容等

賃貸借契約年月日	家賃	住居手当受給の有無
年 月 日	月額 円 (共益費等を除く。)	有 ・ 無
		(有の場合) 月額 円

- 3 世帯構成員

	フリガナ	続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校等
	氏 名 【住民登録年月日】				
1	【 年 月 日】	本人	年 月 日	歳	
2	【 年 月 日】		年 月 日	歳	
3	【 年 月 日】		年 月 日	歳	
4	【 年 月 日】		年 月 日	歳	
5	【 年 月 日】		年 月 日	歳	

- 3 添付書類 誓約書（様式第2号）、住民票謄本、賃貸借契約書の写し、遠軽町家賃支援事業住居手当届出書（様式第3号）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

遠軽町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

誓約書

私は、遠軽町家賃支援事業助成金の交付申請に当たり、住民登録日から起算して5年以上継続して遠軽町に住民登録を有し、居住することを誓約します。

なお、住民登録日から起算して5年以内に遠軽町から転出した場合、遠軽町家賃支援事業実施要綱第9条の規定により助成金を返還します。

年 月 日

遠軽町長 様

住所
氏名

印

遠軽町家賃支援事業住居手当届出書

私が居住する賃貸住宅の家賃に対する事業所からの住居手当の額は、次のとおりです。

記

住居手当の額 月額 円

（事業所証明欄）

上記の者の住居手当について、記載のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
事業所名
代表者名
電話番号

印

※ 住居手当の支給がない場合は、「0円」と記入し、事業所の証明を受けてください。

遠軽町家賃支援事業交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

遠軽町長



遠軽町家賃支援事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成します。

- (1) 助成決定額 円（家賃分 月額 円× か月分）
(2) 助成期間 年 月分から 年 月分まで か月
(3) その他

ア 指定する期日までに交付請求書を提出すること。

イ 翌年度以降の申請は、4月末日までに、交付申請書を提出すること。

ウ 次のいずれかに該当する場合は、助成金の額の返還を命じることがあります。

ただし、事業所の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認める場合は、この限りではありません。

(ア) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合

(イ) 住民登録日から起算して3年未満に遠軽町から転出した場合

(ウ) 住民登録日から起算して3年以上5年未満に遠軽町から転出した場合

(エ) 助成金の対象の要件を満たさなくなった場合

2 却下します。

却下の理由

年 月 日

遠軽町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

遠軽町家賃支援事業変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定のあった遠軽町家賃支援事業助成金について、次の理由により変更したいので、遠軽町家賃支援事業実施要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

※変更内容が確認できる書類を添付してください。

・住民票謄本 ・賃貸借契約書の写し ・その他（ ）

年 月 日

遠軽町長 様

請求者 住 所

氏 名

印

電話番号

遠軽町家賃支援事業助成金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった遠軽町家賃支援事業助成金の交付を受けた
いので、遠軽町家賃支援事業実施要綱第8条の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円
(年 月分から 年 月分まで)

2 振込先口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
名義人	